

# スポーツ・文化・交流複合施設建設基本計画

平成 29 年 5 月

三条市

# 目次

## 第1章 基本計画策定の背景と検討の経緯

- 1 背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本計画検討の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 新複合施設の基本コンセプト

- 1 基本コンセプト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 基本的な機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第3章 各機能の整備構想

- 1 市民の多様なスポーツ活動の充実を図る場・・・・・・・・ 4
- 2 市民の文化・芸術活動の活発化を図る場・・・・・・・・ 4
- 3 市民が気軽に立ち寄り、集える場・・・・・・・・・・ 5

## 第4章 施設計画

- 1 敷地計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - (1) 敷地の場所
  - (2) 敷地面積
  - (3) 位置図
- 2 配置計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (1) 施設規模
  - (2) 施設の機能構成
- 4 駐車場計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 5 重ね使いの方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - (1) アリーナ
  - (2) マルチスペース 1
  - (3) マルチホール
  - (4) マルチスペース 4
  - (5) マルチスペース 5
  - (6) 多目的練習場

## 第5章 計画の実現に向けて

- 1 想定建設工事費・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 2 財源確保の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 3 今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
  - (1) 事業予定
  - (2) 建設スケジュール
- 4 運営体制の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

## 資料編

- 1 三条市体育文化センター及び三条市総合体育館改築検討委員会  
中間報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 2 三条市体育文化センター及び三条市総合体育館改築検討委員会  
設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 3 三条市体育文化センター及び三条市総合体育館改築検討委員会  
開催の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 4 三条市体育文化センター及び三条市総合体育館改築検討委員会  
名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

# 第1章 基本計画策定の背景と検討の経緯

## 1 背景

旧三条市体育文化センター（以下、「体育文化センター」という。）及び旧三条市総合体育館（以下、「総合体育館」という。）は、三条市のスポーツ・文化の拠点として大勢の市民から利用されてきました。

体育文化センターは、昭和52年に閉鎖された民間のボウリング場を市が購入し、改修を行った後、昭和54年3月に「体育文化センター」として供用を開始しました。主にスポーツ・文化団体及び各種サークルの活動を中心に利用され、三条市のスポーツ・文化振興に寄与してきました。

総合体育館は、昭和54年11月に竣工し、主にアリーナを中心としたスポーツ全般、各種大会等の場として利用され三条市のスポーツ振興の中心的な施設として市民から愛されてきました。

このような状況の中、平成27年度に体育文化センターの耐震診断を実施した結果、震度6強以上の大規模地震時に地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いことが判明しました。この結果を極めて深刻なものを受け止め、平成27年12月1日から原則利用を中止しました。また、隣接する総合体育館は、昭和54年11月の供用開始から37年目を迎え、施設の老朽化が著しい状況です。

そこで、体育文化センターの耐震診断結果及び総合体育館の老朽化の状況等を考慮し、今後の新施設の在り方について両施設の機能を高め、相乗効果が得られるよう検討した結果、両施設を解体し、スポーツ・文化及び交流機能を備えた「スポーツ・文化・交流複合施設」（以下、「新複合施設」という。）を建設することとしました。



旧三条市体育文化センター



旧三条市総合体育館

## 2 基本計画検討の経緯

新複合施設の基本計画を策定するに当たり、利用団体からの意見等をできるだけ反映させるため、三条市体育協会、三条市スポーツ少年団、三条市文化団体協会、三条市社会教育委員会議及び三条市公民館運営審議会、三条美術協会、三条市PTA連合会及び三条市自治会長協議会の代表者で構成する「三条市体育文化センター及び三条市総合体育館改築検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置し、新複合施設の機能及び規模等についての検討を進めてきました。

検討委員会では、新複合施設に求められる機能がどうあるべきかについて各団体からの意見を集約し、平成28年2月10日開催の第3回検討委員会において、新複合施設の機能を整理した中間報告（資料編1）を取りまとめました。

この中間報告を踏まえ、スポーツ・文化・交流複合施設建設基本計画を策定し、基本設計及び実施設計を進めていくこととします。



検討委員会



検討委員会先進地視察

## 第2章 新複合施設の基本コンセプト

### 1 基本コンセプト

新複合施設は、スポーツと文化の拠点となることはもちろんのこと、かつての交流機能が失われつつある中心市街地に、スポーツや文化を通じてこれまで以上の交流や賑わいを創出するため、多彩な市民活動の拠点となる施設づくりが求められます。

そこで、基本コンセプトを次のとおり定めます。

**スポーツ・文化活動の活発化と市民の交流を育む拠点**

### 2 基本的な機能

基本コンセプト「スポーツ・文化活動の活発化と市民の交流を育む拠点」を実現するため、スポーツ・文化・交流の3つの観点から次のとおり基本的な機能を設定します。

**スポーツ** 市民の多様なスポーツ活動の充実を図る場

**文化** 市民の文化・芸術活動の活発化を図る場

**交流** 市民が気軽に立ち寄り、集える場

## 第3章 各機能の整備構想

### スポーツ

#### 1 市民の多様なスポーツ活動の充実を図る場

- (1) アリーナは、よりプレーがしやすいよう種目ごとに十分な面積を確保するとともに、イベントや展示会場としても利用できるよう整備します。
- (2) 通年利用が可能なランニングコースやトレーニングルームを備え、季節や時間を選ばずに気軽に利用できる施設とします。
- (3) 人工芝の多目的練習場を設け、多様なスポーツの練習場として活用できるよう整備します。
- (4) 体力、運動能力を高められるようクライミングスペースやネット遊具スペースを設置します。
- (5) アリーナ上部の観客席数を可能な限り拡大するとともに、センターコート使用時は、アリーナ部分の移動席と合わせて1,000席以上を確保し、アスリートと観客が一体となってスポーツを楽しめる環境を整備します。
- (6) 選手の動線を考慮した控室やミーティングルームを設置し、大会運営に必要な機能を充実させ、各競技の大会やプロスポーツの試合も開催可能な施設とします。
- (7) トレーニングルームをガラス張りにするなど、廊下から中が見えるよう配慮し、「見る」「見られる」の関係を生み出すことによりスポーツを楽しめる空間を創出します。

### 文化

#### 2 市民の文化・芸術活動の活発化を図る場

- (1) 多様な文化・芸術活動に対応するため、可動間仕切り等を設置し、目的や人数などに応じた自由な区画構成を可能とします。
- (2) ホールは周辺の類似施設との差別化を図り、音響とステージを高機能とするとともに、快適性の高い座席を設置し、出演者、演出者及び観客にとって利用しやすい環境を整えます。
- (3) 演奏者や出演者が練習できるスタジオ機能を設けます。
- (4) 様々な展示会が開催できるよう、可動式展示用パネルの設置により共用スペースなども含めて、施設全体の一体的な利用を可能とします。
- (5) 壁面を活用した展示ギャラリーなど多様な発表の場を設けます。



## 交流

## 3 市民が気軽に立ち寄り、集える場

- (1) アリーナはスポーツのほか、展示会及びイベント等の利用を可能とし、市民の屋内広場としても活用します。
- (2) 飲食スペース及びラウンジ等を設置することにより、市民が気軽に立ち寄り利用できる施設とします。
- (3) 利用者が施設全体を巡り壁面の展示作品に親しんだり、市民の活動を見学・参加したりしながら施設内の回遊を楽しめる施設とします。
- (4) スポーツ・文化・交流機能を区別するのではなく、異なる分野の活動の共存により、特別な催し物がない日でも開放的な施設の構成とすることで市民が自然と集まりたくなる雰囲気をつくり、子供から高齢者までが集い、多世代の交流を深める施設とします。



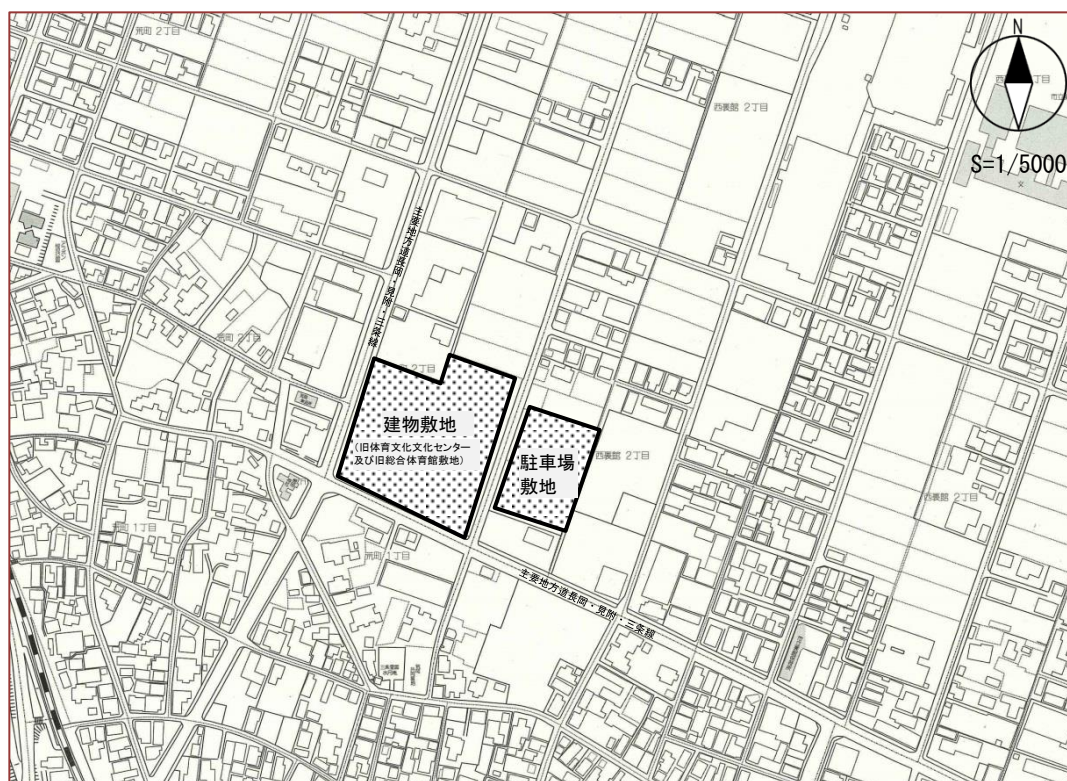


## 第4章 施設計画

### 1 敷地計画

新複合施設は、中心市街地における他の施設と連携した交流の促進及び利便性並びに財政負担軽減の観点から、長年多くの方に利用された旧体育文化センター及び旧総合体育館の跡地に建設します。

- (1) 敷地の場所 三条市荒町二丁目及び西裏館二丁目地内
- (2) 敷地面積 13,630㎡（建物敷地9,790㎡、駐車場敷地3,840㎡）
- (3) 位置図

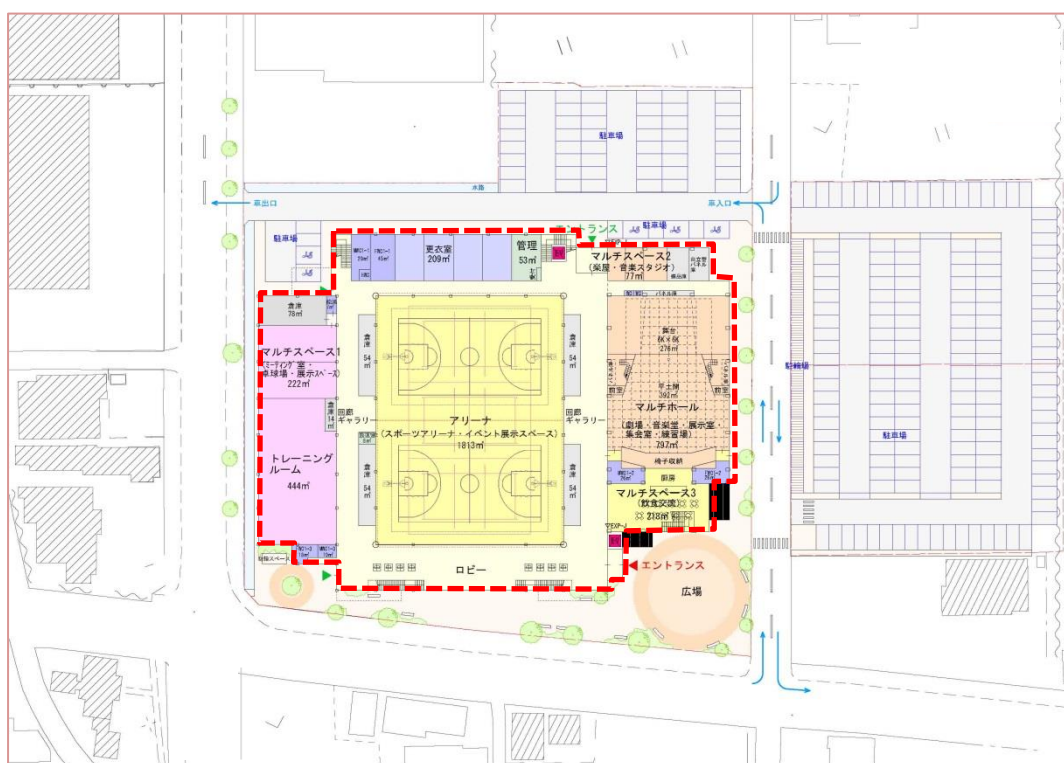


## 2 配置計画

建物の配置は、敷地南側の主要地方道長岡・見附・三条線及び東側の市道江上、裏門1号線からの動線をメインアプローチとします。建物南側には採光に配慮したロビーを設け開放的な空間とし、北三条駅を始めとした中心市街地に開かれた配置計画とすることで人々の交流を促します。

また、北側にもエントランスを設け、車での来館者の動線に配慮した計画とします。

【配置図】



## 3 施設計画

施設計画は限られた財源及び敷地の中で、複合施設としての機能及び基本コンセプトの実現を目指し次のように設定します。

機能構成の設定に当たっては、第3章の各機能の整備構想を踏まえ、一つの空間に複数の機能を持たせる「重ね使い」の手法を用い、スポーツ・文化・交流機能を融合させることにより「見る」「見られる」の関係を生み出し、参加意欲を高め市民活動の活発化を図ります。

## (1) 施設規模

- ア 延床面積 11,172㎡  
 イ 階 数 地上3階建  
 ウ 構 造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造

## (2) 施設の機能構成

| 階数 | 部屋名       | 主な部屋機能                | 面積(㎡)  |
|----|-----------|-----------------------|--------|
| 1階 | アリーナ      | アリーナ、展示室、イベントスペース、放送室 | 1,821  |
|    | マルチホール    | 劇場、音楽堂、展示室、音楽スタジオ     | 1,135  |
|    | マルチスペース1  | ミーティング、卓球場、展示室        | 222    |
|    | マルチスペース2  | 楽屋、音楽スタジオ             | 117    |
|    | マルチスペース3  | 飲食スペース、交流スペース         | 218    |
|    | トレーニングルーム | トレーニング室               | 444    |
|    | 管理室       | 管理室                   | 53     |
| 2階 | マルチスペース4  | 剣道場、柔道場、サブアリーナ        | 616    |
|    | マルチスペース5  | 会議室、和室、工作実習室、調理実習室    | 277    |
|    | 観客席       | 観客席                   | 623    |
| 3階 | 多目的練習場    | 弓道場、ゲートボール場、スポーツ練習場   | 666    |
|    | ランニング走路   | ランニング走路               | 448    |
| 共通 | 更衣室       | 更衣室                   | 359    |
| 共通 | 倉庫        | 倉庫                    | 406    |
| 共通 | 共用部       | 展示室、ネット遊具、ロビー、廊下、トイレ等 | 3,380  |
| 共通 | 機械室       | 機械室                   | 387    |
| 計  |           |                       | 11,172 |

## 4 駐車場計画

駐車場は、建物敷地東側にある旧総合体育館駐車場1,920㎡に加え、隣接する南側の田1,920㎡を取得し、計3,840㎡とする予定です。このことにより、建物敷地内駐車場を合わせ旧施設と同様以上の駐車可能台数を確保します。さらに、新複合施設の規模や定員、通常時の利用見込み及び大規模な利用の頻度など様々な利用状況に応じた必要駐車可能台数を算出し、敷地内あるいは敷地外でそれらを効率的な形で確保できるよう、基本設計業務と並行して検討を進めていきます。

## 5 重ね使いの方策

本計画では、「重ね使い」により検討委員会の中間報告に掲げられた各機能の実現を図っています。

主な重ね使いの方策は次のとおりです。

### (1) アリーナ

**【1階】**

**【中間報告】**

- **アリーナ**  
プレーがしやすいよう種目ごとに十分な面積を確保する。

**【重ね使いの方策】**  
展示スペースやイベント会場として活用するとともに、公式大会が開催可能な面積とする。

**【重ね使いの効果】**  
各種イベント会場として活用しやすいよう音響に配慮することでスムーズな大会等の運営が可能となる。

### (2) マルチスペース1

**【1階】**

**【中間報告】**

- **卓球場**  
6台以上の卓球台を設置する。
- **ミーティング室**  
選手控室やミーティングルーム等複数の部屋を整備する。

**【重ね使いの方策】**  
卓球場、ミーティング室及び展示スペースの各機能を備えた空間をマルチスペースとして設置する。

**【重ね使いの効果】**  
卓球場とミーティング室を重ねることにより、アリーナでの大会開催時などは大会本部や選手控室としての利用が可能となる。また、展示スペースの機能を持たせることによりアリーナ及び回廊ギャラリーとの一体活用ができる。



(3) マルチホール

**【1階】**

**【中間報告】**

- **集会室・展示室**  
展示会や講演会が開催可能なよう体育文化センター大集会室と同等の768㎡以上の面積を確保する。他の会議室やホワイエを含め館内の一体的利用を可能とする。
- **ホール**  
周辺の類似施設と差別化を図り、座席数は500席以上を確保する。音響とステージを高機能とし、快適な座席を設置する。

**【重ね使いの方策】**

椅子を壁面に収納し、平土間を作ることで展示の場、ダンスの練習場、床運動の場として利用可能とする。

さらに、舞台部、客席部をフラットにすることにより、一体的な利用を図る。また、舞台部と客席部を区画することにより、それぞれ異なった利用を可能にする。

**【重ね使いの効果】**

マルチホール、アリーナ、ロビー及び回廊部まですべて一体的に利用することにより、すべての空間が発表の場となる。

また、舞台部と客席部を区画することにより実際の舞台での通常練習に利用できる。

(4) マルチスペース4

**【2階】**

**【中間報告】**

- **サブアリーナ**  
各競技の練習や大会前の選手のアップスペース機能を持たせる。
- **柔道場**  
国際柔道連盟規格の試合場を2面配置する。
- **剣道場**  
試合場を2面配置する。

**【重ね使いの方策】**

柔道場及び剣道場はそれぞれ1面ずつ整備し、それらの中間に共用できるスペースを配置することにより、最大3面で利用できる環境を整備する。また、このスペース全体を用いてサブアリーナとしての機能を持たせる。

**【重ね使いの効果】**

可動間仕切りにより一体として利用することにより、柔道・剣道大会の運営スペースや選手控室として利用可能となる。

(5) マルチスペース 5

**【2階】**

**【中間報告】**

- 会議室  
複数の部屋を一体利用できるように可動間仕切りを設置する。
- 工作実習室  
絵画や工芸などの文化活動が可能な機能を備える。
- 調理実習室  
料理教室や食を通じた交流活動が可能な機能を備える。

**【重ね使いの方策】**

可動間仕切りで部屋の大きさを調整可能とし、会議、工作及び調理等様々な機能を持たせたマルチスペースとして整備する。

**【重ね使いの効果】**

会議室の機能に各実習室の機能を持たせることにより、目的や人数などに応じた自由な使い方が可能となり、今までできなかった大規模な講習会等が可能となる。

(6) 多目的練習場

**【3階】**

**【中間報告】**

- 弓道場  
総合体育館弓道場と同等以上の機能を備える。
- 多目的練習場  
多様なスポーツの練習を可能とし、床は人工芝とする。

**【重ね使いの方策】**

弓道場の射場と的場を間仕切り可能とし、中央部を人工芝にすることにより、その空間を多様なスポーツの練習が可能な多目的練習場とする。

**【重ね使いの効果】**

屋根を設置することにより雨天時も練習が可能となる。ランニング走路から観覧可能とすることにより、「見る」「見られる」の関係が生まれ、参加意欲を向上させる。

## 第5章 計画の実現に向けて

### 1 想定建設工事費

新複合施設の想定建設工事費については、市の実績や類似施設の建設単価等を参考にしながら、現在想定している基本的な機能及び面積から算出し、概ね45億円とします。但し、資材・労務費の価格変動及び消費税増税等の社会情勢の変化などにより変更になる可能性があります。

また、外構工事費、駐車場整備費及び備品購入費等については、今後の財政状況などを踏まえ基本設計及び実施設計の中で具体的な検討を行うものとします。

### 2 財源確保の考え方

建設等の事業に係る財源は、厳しい財政状況の中、社会資本整備総合交付金の人口集中地区等に活用できる都市再構築戦略事業や、公共施設等総合管理計画に基づく既存の公共施設の集約化・複合化事業に措置される公共施設等適正管理推進事業債の活用など、有利な財源を確保していきます。

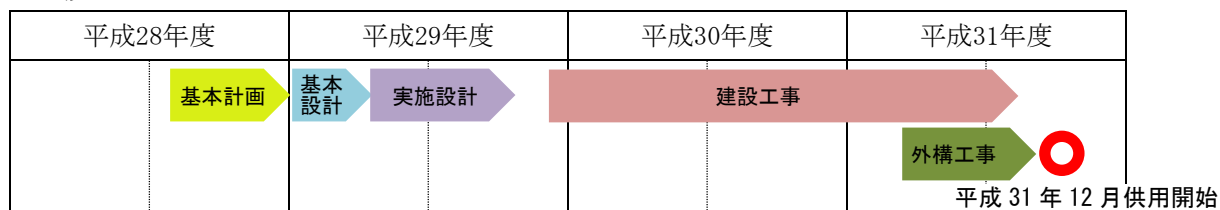
### 3 今後のスケジュール

新複合施設は平成31年12月の供用開始を目指し、概ね次のスケジュールで進めていきます。

#### (1) 事業予定

- ・平成29年度 基本設計・実施設計、建設工事
- ・平成30年度 建設工事
- ・平成31年度 建設工事、外構工事、備品購入

#### (2) 建設スケジュール



### 4 運営体制の検討

建設事業に併せ管理・運営面も同時に検討していく必要があります。指定管理者制度やコンセッション方式<sup>注1</sup>などを活用した「公設民営方式」の採用を基本とし、利用者への良質なサービス提供と市の財政負担の軽減を実現できる効果的な方法を検討していきます。

注1 コンセッション方式：施設の所有権を移転せず、民間事業者にインフラの事業運営に関する権利を長期間にわたって付与する方式のこと。



## 資料編

# 1 三条市体育文化センター及び三条市総合体育館改築検討委員会中間報告

三条市体育文化センター及び三条市総合体育館を解体し、新たに建設する施設の機能等について

## 1 基本コンセプト

「スポーツ・文化活動の活発化と市民の交流を育む拠点」

### (1) 心身の健幸づくりの充実が図られる場

多様なライフスタイルに合わせてスポーツや文化に気軽に触れる機会を増やし、心と身体健康づくりにつなげる施設である。

### (2) 世代を超えて誰もが利用できる場

幼児から高齢者までがスポーツ・文化活動のために集い、多世代の交流を深める施設である。

## 2 基本的な機能

### (1) 幼児から高齢者までの多様なスポーツ活動の充実を図る機能

### (2) 文化・芸術活動の活発化を図る「創造」、「練習」及び「発表」などの機能

### (3) 市民が気軽に立ち寄り、集えるスペースとしての機能

## 3 新たに建設する施設の機能について

### (1) スポーツ機能

#### ア アリーナ

現アリーナは、種目によって必要面積の足りていないものもあるが、よりプレーのしやすいよう種目ごとに十分な面積を確保する。また、イベントや展示会場としても利用できる設備を整備する。

| 種目       | コート数 |
|----------|------|
| バスケットボール | 2面   |
| テニス      | 2面   |
| バレーボール   | 3面   |
| バドミントン   | 12面  |
| 卓球       | 24台  |

#### イ サブアリーナ

各競技の練習や大会前の選手のアップ用のスペースを必要とする場合は、2つの多目的ホール（柔道場及び剣道場）を活用する。

#### ウ 観客席

各競技の全国大会の誘致が可能で、プロスポーツの試合なども開催可能な席数を整備する。アリーナ上部の固定式の観客席数を可能な限り拡大するほか、センターコート使用時は、アリーナ部分の移動席と合わせて少なくとも1,000席以上の

規模とする。

エ 選手控室（ミーティングルーム）

各競技大会運営が可能な選手控室やミーティングルームなどの複数の部屋を整備する。

オ ランニング走路

通年利用が可能なランニングコースを整備する。コースの幅は2 m以上確保し、2人以上が同時に走行できる幅を確保する。

カ トレーニングルーム

栄体育館のトレーニングルーム（205㎡）よりも広いスペースにフリーウェイトを含む多様なウェイトマシンを設置する。また健康運動教室の会場も兼ねる。

キ 多目的ホール（柔道場）

国際柔道連盟規格の試合場を2面配置し、安全面に配慮した間隔を確保する。畳敷きとし、多様な軽スポーツ、文化活動などにも活用する。畳をあげた状態ではアリーナ競技の選手のアップ会場としての利用も可能とする。

ク 多目的ホール（剣道場）

試合場を2面配置し、安全面に配慮した間隔を確保する。壁面に大型の姿見を設置し、軽スポーツやダンスなどにも活用する。アリーナ競技の選手のアップ会場としての利用も可能とする。多目的ホール（柔道場）と隣接し、可動式間仕切りを利用することで、サブアリーナとして一体利用を可能とする。

ケ 弓道場

現弓道場と同等以上の機能に加え、外部の騒音及び振動などに配慮する。

コ 卓球場

現卓球場（6台）以上の卓球台を設置するとともに、利用者の利便性の向上を図る。

サ 多目的練習場

ゲートボールやテニス、サッカー、フットサル、野球、アーチェリー及びバウンドテニスなど多様なスポーツの練習場として活用できるように、床は人工芝とし、耐久性の高い壁材や防音などに配慮する。

シ 更衣室

スポーツ施設の利用者が共通で使用できるコインロッカーやシャワー室などを備える。

(2) 文化・交流機能

館内が一体的に利用できるよう可動式の間仕切りや展示パネルなど、目的や人数などに応じて自由な使い方が可能な機能とする。

ア 集会室・展示場

市展や県展などの大規模な展示や講演会などの開催が可能となる、現大集会室（768㎡）以上の面積を確保し、収納型の可動式展示パネルを設置する。また、他の会議室やホワイエなども含めて、館全体の一体的な利用を可能にする。団体や個人の展示や小規模な会議にも使用可能な部屋の分割機能を備える。

イ 会議室

会議や展示などの目的に応じ、複数の部屋を一体利用できるように可動式の間

仕切りを設置する。

ウ 和室

茶会を始め、多様な文化活動に利用できる機能を備える。

エ 工作実習室

美術や工芸などの文化活動が可能な機能を備える。

オ 調理実習室

料理教室や食を通じた交流活動が可能な機能を備える。

カ 音楽スタジオ

コーラスや楽器演奏などの練習やメディアを楽しむことができるよう、防音機能などを備える。

キ ホール

周辺の類似施設と差別化を図り、音響とステージを高機能とし、更に快適性の高い座席を有することにより、出演者、演出者及び観客にとって使い勝手の良いものとする。座席数は、500席以上とする。

ク 飲食・交流スペース

経営ノウハウを持つ企業を入れ、企業収益と施設全体の価値が上がるようにする。また名誉市民の作品やスポーツ功労者の功績が市民の目に触れるように展示ギャラリーと一体とし、交流機能を高める。

ケ 乳幼児スペース

文化活動の際の子どもの一時預かりに加え、親子運動教室など子育て世代の活動を支援する機能を備える。

(3) 共用スペース

ア 駐車場

機能を整理した後、駐車台数を別途検討する。

イ 倉庫

収納スペースを機能的に配置し、多目的な利用に対応する。

ウ クライミングスペース

ボルダリングが可能な壁面を設ける。

(4) 配慮すべき事項

ア 防災への配慮

避難所としても活用できるよう、地域の防災拠点として機能し得る災害に強い建物構造とするなどの施設整備を図る。

イ 環境への配慮

ソーラーパネルを導入するなど自然エネルギーを利用することで、環境負荷の低減に配慮するとともに、ランニングコストの削減を目指し、省エネルギーの施設とする。

## 2 三条市体育文化センター及び三条市総合体育館改築検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 三条市体育文化センター及び三条市総合体育館を解体し、新たに建設する施設（以下「新施設」という。）の整備に関する検討を行うため、三条市体育文化センター及び三条市総合体育館改築検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に係る事項について検討し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 新施設の機能及び規模に関すること。
- (2) 新施設の管理運営に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる団体の代表者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条各号に掲げる所掌事項の検討が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健部健康づくり課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月15日から施行する。

## 別表（第3条関係）

| 団体            |
|---------------|
| 三条市体育協会       |
| 三条市スポーツ少年団    |
| 三条市文化団体協会     |
| 三条市社会教育委員会議   |
| 三条市公民館運営審議会   |
| 三条美術協会        |
| 三条市PTA連合会     |
| 三条市自治会長協議会    |
| その他市長が特に認める団体 |

### 3 三条市体育文化センター及び三条市総合体育館改築検討委員会開催の経過

| 期日             | 内容   |
|----------------|--|
| 平成28年<br>1月16日 | 第1回検討委員会<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・役員選出</li> <li>・経過説明と施設の現状について</li> <li>・検討スケジュールについて</li> <li>・新施設の規模及び機能について</li> </ul>                             |
| 1月24日          | 先進地視察<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・魚津テクノスポーツドーム（富山県魚津市）</li> <li>・高岡市ふくおか総合文化センターUホール（富山県高岡市）</li> </ul>   |
| 2月1日           | 第2回検討委員会<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・視察報告</li> <li>・意見集約の検討について</li> </ul>  |
| 2月10日          | 第3回検討委員会<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告の取りまとめについて</li> </ul>  |
| 6月19日          | 先進地視察<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・飯山市文化交流館なちゅら（長野県飯山市）</li> <li>・塩尻市市民交流センターえんぱーく（長野県塩尻市）</li> <li>・軽井沢風越公園総合体育館（長野県北佐久郡軽井沢町）</li> </ul>                  |
| 10月24日         | 第4回検討委員会<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告及び視察内容の確認について</li> <li>・応募提案の概要について</li> <li>・今後の進め方について</li> <li>・概算整備費及び施設規模について</li> <li>・意見集約について</li> </ul> |
| 11月25日         | 第5回検討委員会<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・施設計画における重ね使いの考え方について</li> <li>・施設計画の基本的な考え方について</li> <li>・施設計画の基本的な考え方に対する各団体からの意見集約の進め方について</li> </ul>              |
| 12月21日         | 第6回検討委員会<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・施設計画の基本的な考え方に対する各団体からの意見集約の取りまとめ結果と対応案について</li> <li>・各室の諸元表について</li> <li>・各室の諸元表に対する意見集約について</li> </ul>              |
| 平成29年<br>2月23日 | 第7回検討委員会<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ・文化・交流複合施設の機能及び規模について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>   |

## 4 三条市体育文化センター及び三条市総合体育館改築検討委員会名簿

(敬称略)

| 役職   | 氏名    | 所属                       | 備考           |
|------|-------|--------------------------|--------------|
| 委員長  | 近藤雄介  | 一般社団法人三条市体育協会            |              |
| 副委員長 | 丸山正夫  | 三条市文化団体協会                |              |
|      | 古川裕之  | 一般社団法人三条市体育協会            |              |
|      | 米山俊司  | 三条市スポーツ少年団               |              |
|      | 小林斉子  | 三条市社会教育委員会議及び三条市公民館運営審議会 |              |
|      | 椛澤伸治  | 三条美術協会                   |              |
|      | 小野里晴美 | 三条市PTA連合会                |              |
|      | 佐藤正郎  | 三条市自治会長協議会               | 平成28年3月31日まで |
|      | 関山勝幸  | 三条市自治会長協議会               | 平成28年4月1日から  |



